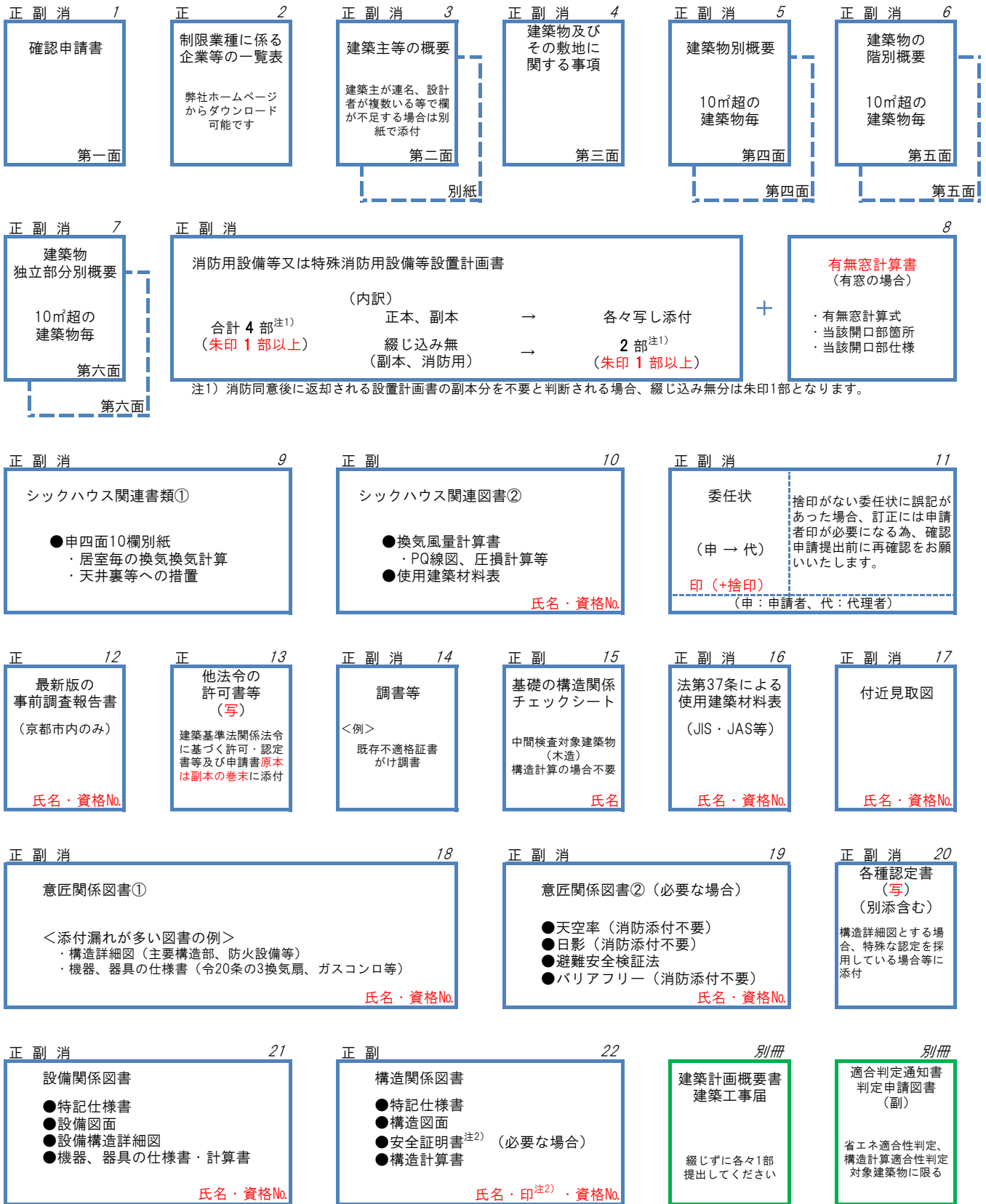


(参考) 確認申請書の綴り方

- 【提出部数】京都市内は正本、副本の2部（消防控は不要となりました。）
京都市下（京都市除く）は正本、副本、消防控の原則3部
- 消防控には構造関係図書等、添付不要な書類があります。

2021.06.01



※ 申請建築物の用途、規模、構造及び法第6条の4(確認の特例)により必要書類・図書は変わる為、上記の綴り方は参考とお考えください。
 ⇒ 添付図書の詳細及び明示すべき事項については建築基準法施行規則第1条の3等を参照してください。
 ※ 構造計算適合性判定対象建築物の場合は、確認申請とは別に指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が必要です。
 ⇒ 確認申請図書と構造計算適合性判定後の構造計算適合性判定図書の整合を確認するまで、確認済証は発行できません。
 ※ 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、確認申請とは別に登録建築物エネルギー消費性能判定機関による省エネ適合性判定が必要です。
 ⇒ 確認申請図書と省エネ適合性判定後の判定申請図書の整合を確認するまで、確認済証は発行できません。
 ※ 建築基準法第6条第1第4号に該当する建築物に昇降機を設置する場合、建築物の確認申請図書として添付が必要です。
 ※ 図面が折り込まれた状態でも図面名称がわかるようにしてください。
 ※ 計画変更申請の場合に添付する図面について、変更図面とともに付近見取図も添付願います。